

該当箇所	旧約款（2022年2月15日実施）表記	新約款（2022年6月1日）表記	備考
2. 電気需給約款の変更	<p>(1) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更が必要となった場合、そのほか当社が必要と判断した場合、当社は本約款を変更することがあります。この場合、本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。なお、当社は、本約款を変更する際には当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客さまにあらかじめお知らせいたします。</p> <p>(2) 本約款を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く）において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付については、原則として、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて行うものとします。</p> <p>(3) 本約款を変更しようとする場合（法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売需給契約の実質的な変更を伴わないもの）において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付についてはこれを行わないものとします。</p>	<p>(1) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更が必要となった場合、そのほか当社が必要と判断した場合、当社は本約款を変更することがあります。この場合、本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。なお、当社は、本約款を変更する際には当社所定のウェブサイトへの掲載その他の当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）を通じてお客さまにあらかじめお知らせいたします。</p> <p>(2) 本約款の変更等その他の電力需給契約の変更にもとない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付（(4)に基づいて情報通信技術を利用する方法により代替する場合を含み、以下「書面交付」について同様とします。）および契約変更後の書面交付を行う場合、当社は以下の方法により行うことができるものとします。 イ) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみを説明し、記載します。 ロ) 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載します。</p> <p>(3) (2)の定めにかかわらず、本約款の変更等その他の電力需給契約の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電力需給契約の実質的な変更を伴わないものである場合には、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面交付についてはこれを行わないものとします。</p> <p>(4) 当社は、電気事業法その他の法令に基づく書面交付については、原則として、お客様が登録した連絡先に対し電子メール（SNSサービスを含みます。）を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合もPDFファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）等その他の情報通信の技術を利用する方法にて行うものとします。</p>	電気需給約款の変更について文言の修正と追記をいたしました。
3. 定義	次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。ただし、下記に定めのない言葉については、電力会社の定める約款等に準ずるものとします。	次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。ただし、下記に定めのない言葉については、旧一般電気事業者の定める約款等に準ずるものとします。	呼称の変更をいたしました。
4. 単位および端数処理	本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワット(W)または1 ボルトアンペア(VA)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。契約電力の単位は1キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (3) 使用電力量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。	本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワット(W)または1 ボルトアンペア(VA)とし、その端数は小数第1位を四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数第1位を四捨五入いたします。契約電力の単位は1キロワット(kW)とし、その端数は小数第1位を四捨五入いたします。 (3) 使用電力量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数第1位を四捨五入いたします。 (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。	文言を修正いたしました。
9. 契約期間	(1) 契約期間は電力需給契約が成立した日から1年間といたします。 (2) 契約期間満了に先だて電力需給契約の消滅または変更がない場合は、電力需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。	(1) 契約期間は電力需給契約が成立した日から1年間といたします。 (2) 契約期間満了に先だて電力需給契約の消滅または変更がない場合は、電力需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 (3) 当社は、料金ほか契約条件について一切の変更をせずに電力需給契約の更新を行う場合、更新前に書面を交付することなく、更新後の契約期間のみを当社が適当と判断した方法によりお知らせすることができるものとします。また、契約更新後の書面交付については、当社の名称および住所並びに契約年月日のほか、更新後の新たな契約期間および供給地点特定番号のみを記載することで足りるものとします。	契約更新のお知らせについて追記いたしました。
14. 契約種別	(1) 従量電灯Bまたはくらしプラン（北海道電力株式会社管内、東北電力株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内、中部電力株式会社管内、北陸電力株式会社管内、九州電力株式会社管内） 従量電灯Aまたはくらしプラン（関西電力株式会社管内、中国電力株式会社管内、四国電力株式会社管内）	(1) 従量電灯B、くらしプランまたはくらしプランS（北海道電力ネットワーク株式会社管内、東北電力ネットワーク株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内、中部電力パワーグリッド株式会社管内、北陸電力送配電株式会社管内、九州電力送配電株式会社管内） 従量電灯A、くらしプランまたはくらしプランS（関西電力送配電株式会社管内、中国電力ネットワーク株式会社管内、四国電力送配電株式会社管内）	プラン追加と一般送配電事業者名を修正いたしました。

14.契約種別	<p>イ) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>① 契約電流が10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>② 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアまたは10アンペアを1キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社および一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>① 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>② 周波数は、以下のとおりといたします。</p> <p>② 標準周波数 50 ヘルツ： 北海道電力株式会社管内、東北電力株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内</p> <p>② 標準周波数 60 ヘルツ： 中部電力株式会社管内、北陸電力株式会社管内、関西電力株式会社管内、中国電力株式会社管内、四国電力株式会社管内、九州電力株式会社管内</p>	<p>ハ) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>① 契約電流が10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>② 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアまたは10アンペアを1キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社および一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>二) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>① 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>② 周波数は、以下のとおりといたします。</p> <p>標準周波数 50 ヘルツ： 北海道電力ネットワーク株式会社管内、東北電力ネットワーク株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内</p> <p>標準周波数 60 ヘルツ： 中部電力パワーグリッド株式会社管内、北陸電力送配電株式会社管内、関西電力送配電株式会社管内、中国電力ネットワーク株式会社管内、四国電力送配電株式会社管内、九州電力送配電株式会社管内</p>	一般送配電事業者名を修正いたしました。
14.契約種別	<p>ハ) 契約電流</p> <p>① 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>② 契約電流に応じて、当該電力会社の電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>	<p>ハ) 契約電流</p> <p>① 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>② 契約電流に応じて、一般送配電事業者の電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>	呼称の変更をいたしました。
14.契約種別	<p>(2) 従量電灯Cまたはしごとプラン（北海道電力株式会社管内、東北電力株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内、中部電力株式会社管内、北陸電力株式会社管内、九州電力株式会社管内） 従量電灯Bまたはしごとプラン（関西電力株式会社管内、中国電力株式会社管内、四国電力株式会社管内）</p>	<p>(2) 従量電灯C、しごとプランまたはしごとプランS（北海道電力ネットワーク株式会社管内、東北電力ネットワーク株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内、中部電力パワーグリッド株式会社管内、北陸電力送配電株式会社管内、九州電力送配電株式会社管内） 従量電灯B、しごとプランまたはしごとプランS（関西電力送配電株式会社管内、中国電力ネットワーク株式会社管内、四国電力送配電株式会社管内）</p>	プラン追加と一般送配電事業者名を修正いたしました。
14.契約種別	<p>供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>① 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>② 周波数は、以下のとおりといたします。</p> <p>標準周波数 50 ヘルツ：北海道電力株式会社管内、東北電力株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内</p> <p>標準周波数 60 ヘルツ：中部電力株式会社管内、北陸電力株式会社管内、関西電力株式会社管内、中国電力株式会社管内、四国電力株式会社管内、九州電力株式会社管内</p>	<p>供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>① 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>② 周波数は、以下のとおりといたします。</p> <p>標準周波数 50 ヘルツ： 北海道電力ネットワーク株式会社管内、東北電力ネットワーク株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内</p> <p>標準周波数 60 ヘルツ： 中部電力パワーグリッド株式会社管内、北陸電力送配電株式会社管内、関西電力送配電株式会社管内、中国電力ネットワーク株式会社管内、四国電力送配電株式会社</p>	一般送配電事業者名を修正いたしました。

14.契約種別	<input type="checkbox"/> 供給電気方式、供給電圧および周波数 ① 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ② 周波数は、以下のとおりといたします。 標準周波数 50 ヘルツ：北海道電力株式会社管内、東北電力株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内 標準周波数 60 ヘルツ：中部電力株式会社管内、北陸電力株式会社管内、関西電力株式会社管内、中国電力株式会社管内、四国電力株式会社管内、九州電力株式会社管内	<input type="checkbox"/> 供給電気方式、供給電圧および周波数 ① 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ② 周波数は、以下のとおりといたします。 標準周波数 50 ヘルツ： 北海道電力ネットワーク株式会社管内、東北電力ネットワーク株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内 標準周波数 60 ヘルツ： 中部電力パワーグリッド株式会社管内、北陸電力送配電株式会社管内、関西電力送配電株式会社管内、中国電力ネットワーク株式会社管内、四国電力送配電株式会社管内、九州電力送配電株式会社管内	一般送配電事業者名を修正いたしました。
14.契約種別	(3) 低圧電力またはどうりよくプラン	(3) 低圧電力、どうりよくプランまたはどうりよくプランS	プラン追加いたしました
14.契約種別	<input type="checkbox"/> 供給電気方式、供給電圧および周波数 ① 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 ② 周波数は、以下のとおりといたします。 標準周波数 50 ヘルツ：北海道電力株式会社管内、東北電力株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内 標準周波数 60 ヘルツ：中部電力株式会社管内、北陸電力株式会社管内、関西電力株式会社管内、中国電力株式会社管内、四国電力株式会社管内、九州電力株式会社管内	<input type="checkbox"/> 供給電気方式、供給電圧および周波数 ① 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 ② 周波数は、以下のとおりといたします。 標準周波数 50 ヘルツ： 北海道電力ネットワーク株式会社管内、東北電力ネットワーク株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内 標準周波数 60 ヘルツ： 中部電力パワーグリッド株式会社管内、北陸電力送配電株式会社管内、関西電力送配電株式会社管内、中国電力ネットワーク株式会社管内、四国電力送配電株式会社管内、九州電力送配電株式会社管内	一般送配電事業者名を修正いたしました。
14.契約種別	③ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、①、②にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、(5)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。	③ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、①、②にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、(4)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。	() 内の数字を修正いたしました。
14.契約種別	(4) 契約容量の算定方法 (3) ニ ②または(4) ニ ③の場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。	(4) 契約容量の算定方法 (2) ニ ②または(3) ニ ③の場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。	() 内の数字を修正いたしました。
15.電気料金	(1) 従量電灯 料金は、最低月額料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額とのうち、どちらか大きい額と、別表 第2条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額の合計とします。なお、燃料費等調整額は、別表第1条（燃料費調整）により算定された燃料費調整額の合計と別表第3条（離島ユニバーサルサービス調整）により算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計とします。最低月額料金または基本料金、従量料金単価は、下表のとおりとします。割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。 お客さまの料金明細における、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額の金額については、消費税を含めた金額を記載いたします。	(1) 従量電灯 料金は、最低月額料金または基本料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた額とのうち、どちらか大きい額と、別表第1条（燃料費等調整）により算定された燃料費等調整額および別表第2条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。最低月額料金または基本料金、電力量料金単価は、下表のとおりとします。割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。 お客さまの料金明細における、基本料金、電力量料金、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額については、消費税を含めた金額を記載いたします。	別表の対応個所を変更いたしました。

15.電気料金		<p>従量電灯B（関西・中国・四国は従量電灯A）、しごとプランまたはしごとプランS 最低月額料金 または基本料金 電力量料金単価</p> <p>0～400 kWh 401kWh～</p> <p>北海道電力管内 1 契約につき 0.00 円 30.00 円29.00 円 東北電力管内 1 契約につき 0.00 円 27.00 円26.00 円 東京電力管内 1 契約につき 0.00 円 27.00 円26.00 円 中部電力管内 1 契約につき 0.00 円 27.00 円26.00 円 北陸電力管内 1 契約につき 0.00 円 26.00 円 25.00 円 関西電力管内 1 契約につき 0.00 円 26.00 円 25.00 円 中国電力管内 1 契約につき 0.00 円 26.00 円 25.00 円 四国電力管内 1 契約につき 0.00 円 26.00 円 25.00 円 九州電力管内 1 契約につき 0.00 円 26.00 円 25.00 円</p> <p>従量電灯C（関西・中国・四国は従量電灯B）、しごとプランまたはしごとプランS 最低月額料金 または基本料金 電力量料金単価</p> <p>0～400 kWh 401kWh～</p> <p>北海道電力管内 1 契約につき 0.00 円 32.00 円31.00 円 東北電力管内 1 契約につき 0.00 円 28.00 円27.00円 東京電力管内 1 契約につき 0.00 円 28.00 円27.00円 中部電力管内 1 契約につき 0.00 円 28.00 円27.00円 北陸電力管内 1 契約につき 0.00 円 27.00 円26.00 円 関西電力管内 1 契約につき 0.00 円 27.00 円26.00 円 中国電力管内 1 契約につき 0.00 円 27.00 円26.00 円 四国電力管内 1 契約につき 0.00 円 27.00 円26.00 円 九州電力管内 1 契約につき 0.00 円 27.00 円26.00 円</p>	プランの単価表を追加いたしました。
15.電気料金	<p>(2) 低圧電力 料金は、基本料金、従量料金、別表 第2条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦金および燃料費等調整額の合計とします。なお、燃料費等調整額は、別表第1条（燃料費調整）により算定された燃料費調整額の合計と、別表第3条（離島ユニバーサルサービス調整）により算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計とします。基本料金、従量料金は、下表のとおりとします。割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。まったく電気を使用しない月の基本料金は半額といたします。 お客さまの料金明細における、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額の金額については、消費税を含めた金額を記載いたします。</p>	<p>(2) 低圧電力 料金は、基本料金、電力量料金、別表第1条（燃料費等調整）により算定された燃料費等調整額および別表 第2条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦金の合計とします。基本料金、電力量料金は、下表のとおりとします。割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。まったく電気を使用しない月の基本料金は半額といたします。 お客さまの料金明細における、基本料金、電力量料金、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額については、消費税を含めた金額を記載いたします。</p>	別表の対応箇所を変更いたしました。

15.電気料金		<p>低圧電力、どうりょくプランまたはどうりょくプランS 基本料金 電力量料金単価</p> <p>夏季 その他季</p> <p>北海道電力管内 1kWにつき 1,100 円 22.50 円 22.50 円 東北電力管内 1kWにつき 1,100 円 17.00 円 15.50 円 東京電力管内 1kWにつき 1,100 円 17.00 円 15.50 円 中部電力管内 1kWにつき 1,100 円 16.50 円 15.00 円 北陸電力管内 1kWにつき 1,100 円 14.00 円 13.00 円 関西電力管内 1kWにつき 1,100 円 14.00 円 13.00 円 中国電力管内 1kWにつき 1,100 円 14.50 円 13.50 円 四国電力管内 1kWにつき 1,100 円 15.50 円 14.00 円 九州電力管内 1kWにつき 1,100 円 16.50 円 15.00 円</p>	プランの単価表を追加いたしました。
22.延滞利息	<p>(1) お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数（以下、「延滞日数」といいます。）に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、延滞日数が10日以内の場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 延滞利息は、基本料金、電力量料金および燃料費調整額の合計金額（ただし、消費税相当額および地方消費税相当額を差し引いた金額）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定した金額とします。なお、金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。</p> <p>(3) お客さまの料金のお支払いが、支払期日を11日以上経過した後におこなわれた場合の延滞利息については、当該お支払いより後に支払義務の発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(4) お客さまの支払い方法がいずれであっても、料金の支払いが遅延した場合は、お客さまは、当社が指定した、債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく事業者（以下、「債権回収会社」といいます。）が指定した様式により支払いいただくことがあります。なお、この場合は、お客さまの料金は、債権回収会社の指定する金融機関口座に料金相当額が払い込まれたときをもって、当社に対して支払われたものとして扱います。</p>	<p>(1) お客さまが支払期日を経過してなお料金等その他の債務を支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数（以下、「延滞日数」といいます。）に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、延滞日数が10日以内の場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 延滞利息は、未払いの債務の合計金額に年14.6パーセントの割合を乗じて算定した金額とします。なお、金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。</p> <p>(3) お客さまの料金等のお支払いが、支払期日を11日以上経過した後におこなわれた場合の延滞利息については、当該お支払いより後に支払義務の発生する料金等とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(4) お客さまの支払い方法がいずれであっても、料金等の支払いが遅延した場合は、お客さまは、当社が指定した、債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく事業者（以下、「債権回収会社」といいます。）が指定した様式により支払いいただくことがあります。なお、この場合は、お客さまの料金等は、債権回収会社の指定する金融機関口座に料金等相当額が払い込まれたときをもって、当社に対して支払われたものとして扱います。</p>	延滞利息について変更いたしました。
28.違約金	お客さまが25（供給の停止）(2)ロ、ハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社が託送供給等約款の定めにより一般送配電事業者から請求された金額は、違約金としてお客さまより申し受けます。	<p>(1) お客さまが25（供給の停止）(2)ロ、ハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社が託送供給等約款の定めにより一般送配電事業者から請求された金額は、違約金としてお客さまより申し受けます。</p> <p>(2) 供給開始日が属する月から起算して12ヶ月目の末日までに供給契約が終了する場合、契約解除料として3,000円（不課税）をお客さまにお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。</p> <p>イ) 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合</p> <p>ロ) その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合</p> <p>ハ) お客さまが2021年5月16日以前に当社に対して電力需給契約を申し込んでいる場合</p>	違約金について追記いたしました。
49.管轄裁判所	お客さまと電力需給契約にかかわる一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	お客さまと電力需給契約にかかわる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	管轄裁判所について変更いたしました。
附則		<p>1. 本約款の適用</p> <p>(1) 本約款は、2022年6月1日から実施いたします。</p> <p>(2) 前項の定めにかかわらず、2022年5月16日以前に当社に対して電力需給契約を申し込んでいるお客さまの料金に係る本約款の定めは、2022年9月の検針日以降の期間において使用される電気について適用いたします。2022年9月の検針日の前日までの期間において使用される電気については、「電力需給約款（低圧）」（2022年2月15日実施 Ver.1.5）の定めに従うものとします。</p>	約款の適応期間について記載いたしました。
別表 第1条 第1条 燃料費等 調整額			大幅な修正のため約款を参照してください。

<p>別表 第2条 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p>	<p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>ロ) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。お客さまからの申出の直後の4月の起算日から翌年の4月の起算日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>ロ) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。お客さまからの申出の直後の4月の起算日から翌年の4月の起算日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>再生可能エネルギー発電促進賦課金について変更いたしました。</p>
------------------------------------	---	---	--------------------------------------